

士族反乱後における県治体制の再編（四）

堤 啓次郎

（五）

一八七四年秋から翌年にかけて県治上の困難は、これまで見てきたような収穫、検見、貢租納入などに関する問題に加えて、民費の精算と賦課の課題に直面して、いっそう強まった。民費の賦課・運営にたいする人民の不信や批判は、地租改正前の「旧慣」維持による旧貢租体系の継続や、伝統的慣習的な村行財政そのものにたいする批判や不満と結びつき、各地で物議や騒動が発生した。このような人民の行動は、佐賀県の設置以来、初めて顕著になった現象であった。

佐賀県の民費は、一〇月から翌年九月を年度として、大区から小区にいたる諸経費を精算し、課目によって賦課範囲を管内割、大区割、小区割に区分して徴収する原則であった。このほか町村には、町村規模の民費である協議費があった。賦課基準について県は、一八七四年一月、貢米高に八割、戸数に二割を賦課することとし、百軒以上

連擔の町村では貢米高に五割、戸数に五割、千軒以上連擔の地域では貢米高に四割、戸数に六割を賦課することを布達していた^①。ただし実際には、佐賀市街で貢米高五割、戸数五割、それ以外の地域では貢米高八割、戸数二割の賦課法がとられていたようである。

県は一八四七年一〇月三日、前年一〇月から当年九月までの「民費分課米相場」を、前年の石代相場と当年七月中の米価相場を平均する算出法にもとづいて、一石あたり四円七五銭とすると布達し、正米納でもよいこと、すでに徴収分はこの基準で精算すること、「追而計算済之上民費一覽表ヲ作り、管下一般へ一見可為致善ニ候事」を示した。この算出法は区長以下の月給の算出法に準拠したものであり、区長の了解を得て布達された。前年一八七三年貢租の石代相場は三円六二銭五毛七、一八七四年七月の米相場は五円八八銭であった^②。しかしこの年の米価は、災害による収穫減と米性の悪化によって高騰し続け、石代米価は七円二二銭余となる事態となったのであり、米価の高騰はこの年の民費・貢租に関する人民の重要な関心事となり、県や区村長はその対応に苦慮することになった。

なお、この年から大小区の財政が米単位から貨幣単位に改正され、一〇月以降、区長以下の給料は金給となり、各区扱所の常備米五六石は常備金三〇〇円の定額制となった^④。

県は一〇月以降、後述するように、一〇月に「民費分課条目・分課取立明細帳」を布達し、一二月には「協議費」を廃止し、一二月には「民費取立明細帳・支払簿雛形」を布達するなど、民費関係の対策を強化した。県は、民費課目を合理的な構成にすること、精算を厳密にすることを県下に指示し、県官を派遣して取り調べを進めるとともに、県庁内部では、賦課基準を適正化する検討を進めた。県が民費問題を重視したのは、前記のような収穫の減少

と検見、貢納の困難などの事情と結びついて、この時期、「即今大町、武雄、神埼之如キ差迫リ苦情物議ヲ生シ候次第モ有之^⑤」というごとく、物議・騒動が発生し、県下人心の不安定な状況があったためであった。

県は物議のおこっている大町・武雄には直ちに県官を派遣して取り調べを実施したが、全県下の監督を強化することが必要であると判断した。「物体此季收穫之際ニ付、人民狐疑ヲ生シ不得止村方ハ模様ニ寄り出張又ハ着手等之儀モ可有之^⑥」として、県下の全大区に県官を派出して民費の取り調べを実施することを計画した。しかし現地の村長や農民は収穫と検見に忙殺されており、作業が困難であることは明らかであった。先にも引用したごとく、検見のために出張した県官からは、「今哉稲作熟実ニ至村長小前共モ春來之天災ニ而收穫之際実ニ苦心イタシ、本免難保田畠ハ検見出願下調専内見帳仕立候場合ニ付、季節不後レ候様速ニ取調相運候様巡回説諭致置候^⑦、しかし「分課調混交イタシ扱所村長共深く痛心羅在候段見聞仕候へハ、暫時分課米御取調猶予相成候而ハ如何可有之哉^⑧」と、民費取り調べの一時停止を求める提議がなされる状況であった。しかし現実に物議が発生している以上、その波及を防止して人心の安定化をはかるためにも、年内の処理と遺漏のない民費取り調べが不可欠であるとして、担当課の庶務課は、県官二名ずつを派遣して検見の状況の緩急を見計らいつつ巡回することとしたが、結局、村長が事務繁忙であることに配慮する北島県令の指示にもとづいて、当面各大区の調査を実施することになった。

では、どのような人心の物議、騒動が発生していたのか。

県内の人民の動向については、一八七三年一〇月ころの県官の指摘に、次のようなものがある。「所々村落ニ於テ小沸騰相起之儀有之候得共、多クハ旧庄屋村役等之旧陋ヲ脱セスシテ副長ニ転任シ、民間仕組ノ米金或ハ民費分賦ノ出納等曖昧ノ処ヨリ醸来ル儀ニテ、此度正副戸長改選之上ハ厳密督責旧弊洗除之見込候事^⑨」、と。これは、旧

庄屋などの村落上層農が大区小区制下で村行財政の担い手となり、彼らが伝統的・慣習的な村落行財政を継続して人民の不信や抵抗を招来したことを指摘している。注目すべきは、一件の一揆も発生しなかったといわれる旧佐賀藩の強烈な農民支配下の時代と異なっており、この時期には人民が所々で「小沸騰」をおこすようになってきていることである。地租改正前の「旧慣」継承による貢租体系と伝統的な村行財政が継続するなかで、それを批判し、改革を求める行動が活発化していたのである。この傾向は、この後いっそう強まる。これに照応して、県政の基本的な性格は、佐賀の乱以前の士族的動向や利益に重点を置くものから、乱の鎮圧を経て、対人民政策を基本とする性格へ転換していくことになる。

県は、前記のように神埼、大町、武雄地域での騒動への対応に苦慮したが、このうち、武雄、大町の事件についてみてみよう。

一八七四年一〇月、杵島郡の第三大区川古村の百姓惣代五名が県庁に出頭し、前年の貢租徴収に疑惑があると、県の説明を求める願書を提出した。彼らは、「昨癸酉年（一八七三年）貢租取立方不審之儀モ有之二付、愚昧ノ私共へ御説諭之儀別紙ヲ以テ出願」したのである。この貢租に関する公然たる「出訴」に県は驚き、庶務課は一八日、百姓惣代四名を県庁に出頭させ、説諭を加えた。県官は、貢租取り立て等に関する規則・布達を説明するとともに、すでに区長専任の県官が調査中であり、「同人手ニテ取調ヲ不経シテ猥ニ出訴致シ候テハ御規則之順序モ不相立、其上犯罪之筋ニ落合」と説諭し、調査中の県官へ出願するよう指示し、添書を渡した。百姓惣代は「御請書」を提出して帰村したが、村内は承服する状況になかった。村民は「村寄」を行った上で出願しており、説諭は「何分了解難致」ものであった。この地にはすでに検見官が出張していたが、県はさらに警察業務を担当する警

保課の県官を派出して鎮静化につとめた。警保課官員は、「癸酉年貢租石代銀納一条ヨリシテ云々ヲ生ジ彼是苦情申立、既ニ村寄等之模様モ有之」、「川古村頑民沸騰」と報告した。

村民が疑惑視し、批判したのは、「癸酉貢租石代銀納云々」、「国榷京榷違之事」、「口米反米云々」、「合米ヲ以テ家禄渡石詰渡之事」、「民費掛口之事」の五ヶ条であった。

第一条は、貢租の納入が困難であるという事情を背景として、石代納の納付基準が大区政府によって異同があり、そのために不利益をこうむったというものであり、貢租徴収が不公平・不明朗であると批判した。村民は、次のように主張した。癸酉年の貢租は「本年（一八七四年）一月廿日限り現米又ハ石代ヲ以テ皆納イタス様御達ニ付、期限通上納相成兼、一同協議之上五日之猶予相願二分通相納、其後追々時々之相場ヲ以テ皆納候末、他区内問合候処石代銀納之儀ハ御定直段ヲ以テ三度之上納承知仕、然ル上ハ区々ニ於テ違有之哉」と。癸酉年貢租の石代相場は三円六二銭余であったが、石代相場の布達後、売買相場が高騰したことが背景にあった。

これに対して警保課官員は、貢租は「全国一般ニシテ区々之違ハ無之」と説明したが、第三大区旧区长の区政に専断があり、人民の疑惑を招く事情があったことを釈明した。旧区长は、人民からは正米で納付させ、この米を酒造業者に貸し付けて冥加金をとり、これを小学校設立費に備蓄したのである。「聞く、旧区长市川本照区内学校設之儀ニ付貢租現米ヲ以取立酒造江貸付冥加金ヲ取立、之ヲ学費之一助ニセン事ヲ区内小前二至ル迄談之上行フタルヨシ、既ニ書籍ヲ整扱所江備ヘ有之ハ当区长モ申聞タリ」と。川古村の村民の行動を見れば、このような区政を区内の「小前」にまで協議をして実施したという主張が事実と異なっていることは明らかであるが、このような専断的行財政は、大区小区から町村にいたるまで日常的に行われており、物議や沸騰の原因の代表的なものの一つ

であった。この背景には、区村行財政経費の捻出に担当者が苦慮している事情がある。この時期、政府・県によって強力に進められている諸政策、特に小学校の設立などは、さまざまな困難を区町村に強いており、その財源の捻出は全県的に難しい問題となっていた。川古村村民が石代納の件を重視したため、県官はさらに調査を進めて何らかの沙汰をすると答えなければならなかった。

第二条は、貢租の国樹と京樹の量差にもとづく疑惑であり、根底に減租を望む意識があった。これまで「貢租国樹ニテ納候ヲ京樹ニテ納ル時ハ、壹石ニ付四升二合七夕七才五毛四弗之減米ト成ル」、それを一石四升余取り立てるのは区長か村長の「徳米」とするためではないか、というものである。この不審は、一般に広く存在した。県官は、大蔵省の布達に依拠して、「貢租之減ハ決テ無之」、量器の変更であることを説論した。

第三条は、「口米」・「反米」は廃止になっていないはずであり、それを確認したいと主張した。口米は貢租の損耗を補い、反米は付加税であり、村民は藩政時代と変わらない税の不合理を問題視し、減租を要求したのである。かつて県自体がこの不合理を説いて大蔵省に廃止を上申したことがあったが、地租改正が終了するまでは「旧慣」が継続されるとして許されなかった。県官は、貢租が貢米・口米・反米からなっていることが「仮免状」「本免状」に明記されていることを示して、廃止されていないことを説明した。

第四条も、税の不合理を指摘して減租を要求したものであり、貢租の運送時の欠源に備えて町村に備蓄している「合米」の「割戻」を要求した。士族への「家禄米御渡之節譬へハ三斗壹升五合俵ヲ壹升五合ヲ除キ三斗御渡シニ相成候テハ、壹升五合之余米割戻可然方歟」と。県官は、「家禄石詰渡御規則ニ付士族ノ可受請者ヲ不取シテ之ヲ学費ニ備フ、素ヨリ小前損益ナシ」と説論した。この「合米」の存続と使途も、この時期の人民の不審と不満の対象の一つであった。

第五条は、「民費之掛口之儀ハ何々之廉民費ニ相成候哉」と、民費の使途と賦課の基準の説明を求めた。ここには具体的な指摘はないが、むしろ民費の運営全般に関する批判が存在すると考えてよいだろう。県官は、「大ニ確定モ有之候テ賦課ス、尤癸酉年之分ハ当時扱所ニ於テモ専ラ詮議中ナリ」と回答した。後に見るように、この時期から翌年五月ころにかけて、県は、民費分課科目・精算規則、賦課方法の制定、および民費の運営の監督に多大な精力を注いだ。

村民は十一月、警保課官員の鎮静化工作に対して、特に「癸酉年貢租石代銀納」について「懇ニ御教諭蒙リ愚昧之我々共即時了解難相成談申上候処、夫々遂吟味御沙汰有之旨一同承知」した。しかし結局、疑惑が「氷解」したとして、出願を取り下げたにいたった。「銘々種々勤考仕候処、御教諭之趣逐一貫徹仕今更後悔仕候」として、「石代銀納之儀ニ付御取調御取消願」を惣代一四名の連印で、「石代銀納疑惑氷解ニ付御請一札之事」を一八名の連印で提出した。村民は結局は、布達の不徹底、つまり「御布達徹底不仕処ヨリ彼是疑念ヲ生シ愚情申立」という論理で終結させたのである。村民の「種々勤考」の結果という形をとってはいるが、ここには、「右事件及其他何事ニ不寄村寄并徒党ケ間敷儀一切不仕候」という表現に見られるように、県の強力な騷擾封じ込め、治安対策的な鎮静化行動の結果が反映していると考えられよう。

この「川古村頑民沸騰」は、結果としては特別に紛糾化することなく終わったが、県はこの事件を深刻に受け止めた。県が、収穫・検見取り調べのきわめて繁忙で混雑した条件下であるにもかかわらず、民費取り調べのために県官を派遣して広範で厳格な調査を実施する計画を立てたこと、民費規則の検討と民費運営の監督・管理を強力に

進めたことなどを考えれば、この事件が大町の物議とあいまって、県当局に衝撃を与えたことが伺われる。兵災・天災による収穫の減少と検見という難しい状況下で、旧藩の税法系の継続と区村行財政が不合理・不公正を内包させており、それが人民の批判と反発を招いていることが明確となった。さらに、村民が、「村寄」での決議という村民の結合を基盤として、県当局に直接に釈明を求めるといふ公然たる行動にでたことが、県に衝撃を与えた。

県が重視したもう一つの事件、大町地域の物議である「佐留志村騒動」について見よう。この事件は、貢租・民費、区村行財政に関わる広範な問題点を内包したものであり、村民が村長を出訴し、村長が辞任するにいたった騒動であり、約二年後になって和解が成立して決着をみた。

この主な経過は、次のようなものである。一八七四年九月以前の時期に、第二大区一小区の杵島郡佐留志村の太田逸蔵、石井弾三郎ほか農民数名が、村長の武富形左衛門の「吟味」を願うという伺書を、県庁に提出した。彼らは、癸酉年秋の貢租および民費分課について疑惑があるとして、一二ヶ条を掲げた。九月、武富村長は「第廿二大区一小区佐留志村石井弾三郎其外伺出之末御取調ニ付答書」を提出して自己の正当性を弁明したが、県官の取り調べを経て、一〇月、「不束之取計仕候」として進退伺を提出し、辞任した。後任の村長には、惣代の一人柿本運平が就任した。翌一八七五年一月から県は本格的な取り調べを実施した。九月、庶務課中属の島義之が出訴人側・武富村長の説論を実施し、処理の大体の方向性は出たが、両者の和解にはいたらず、なお警察係による取り調べが必要であると報告した。島中属の報告では、一二ヶ条中六ヶ条でおおよそ村民側の主張が通り、他の条項に関しては村長の措置の根拠が認められたが、他地域の基準との照合、清算・賦課の見直しが行われた。しかし村行財政の不合理性・不明朗性が強く存在することが明らかとなった。その後一八七六年九月になって、太田や石井ら出訴人

を含めた一三人が連名し、「其外、惣百姓^中」の名のもとに、この件を和解したいので吟味を願い出た伺書を下げ渡し願いたい旨の願書を長崎県令北島秀朝に提出した。この間、佐賀県は一八七六年三月に廃止されて三潞県に合併され、さらに四月から翌月にかけて二度にわたる一部地域の管轄替えの措置を経て、八月、佐賀地域全域が長崎県の管轄下となった。長崎県令には、旧佐賀県令の北島秀朝が就任していた。管轄替えのために書類引き継ぎの捜査が手間取り、一八七七年七月に伺書が長崎県から下げ戻され、和解となった。

吟味願い伺書が下げ戻されたために、出訴人側の正確な主張や論点はわからないが、一二ヶ条にわたって村長の行財政を批判している。第一条が貢租徴収の問題、残りの一一ヶ条は民費、および村独自の行財政経費である協議費の問題である。貢租徴収問題は、村長の行政上の失政によって村民が不利益を受けたというものであり、民費・協議費関係の問題は、違法な賦課があること、課目・賦課のなかに不合理・不明朗な点があること、を出訴人側は主張した。これらは、財政上の問題点を指摘するにとどまらず、村長の行財政の性格や姿勢、手法を批判するものであり、その転換を求めるものであったといえる。

第一条の貢租に関する問題の中心的な論点は、正米納と石代納の納付方法は人民勝手である旨の県の布達を村長が徹底させなかったために、村民は米価高騰にもかかわらず正米で納入し、不利益を蒙ったとするものである。村民は、「人民熟知之儀ニ無之儀ニ付一同正米納ト相心得候故、昨年（一八七四年）五月六月両度納之節、下米石代相場六円余ニ売買之米ヲ石代三円六拾貳銭相場ニ相納候次第第二立至、小前一同多分之損失ニ相成下方難決」、と主張した。武富村長は「惣代小遣等ヲ以テ一々触示置候」（「仮調書」）と主張したが、村民はその証拠がないと反論した。村民は第一条でも、村長が「時々触示サスル云々」と、村長が布達徹底に関して業務怠慢であることを申

し立てている（「仮調査書」）。この石代納の問題は、すでに川古村の例で見たように、不作に苦しみ、米価高騰への対処に困惑するこの時期の人民の関心と不満の主要な対象であった。

この問題には、村民の不満を助長した事情があった。第二大区区務所が正米を換金する方策をとり、米商に貢米を石代値段で安く売却し、武富村長自身がこの方法で、自己の営業である酒造用に貢米を買い取っていたのである。武富は、「扱所ニ於テ申付置キ候正米請負商人有之、区長之取計ヲ以テ各村納米之分トモ石代三円六拾貳錢ニ売払候趣ニ付、幸ヒ自分酒造米入用之為貳百八拾六石余買入度段区長工願出則聞届ニ相成候故、右商人引受之代価ヲ以買入候」、不正はない、と主張した（「上申書」）。

この間の事情は、武富の「答書」に詳細に述べられている。大区区務所は、佐賀県を代表する有力商人である古賀善兵衛、伊丹文右衛門、田上徳十郎、森栄次と契約を結び、米一、八八一石三斗余を石代値段三円六二錢で売却し、代金六、八一円六七錢余を受領した。五月に現米をすべて渡し、七月に決算が終了した。武富は、自己の酒造用に二〇〇石、佐賀市街の宿屋武富藤三郎名義で八六石を買い取った。このような行為は、すでにみたように、行財政経費を捻出する必要という背景もあって、他地域でも広く行われていた。しかしこれは、人民の不利益を犠牲として行われる区村長の専断的行財政として、人民の批判と不満を引きおこした。武富の行為は、違法行為とはされなかったものの、村民の強い反発を招いた。「下方難渋之事情ヲ乍存村長ノ職責トシテ何等ノ教示モ無之、却テ自分勝手之儀ニ付テハ貳百石余モ石代三円六拾貳錢ノ相場ニテ買入候儀ニ付、一同怨視苦情申立候」と、取り調べた県官は報告した（「上申書」）。

さらにこの件では、上記の貢米売買に加えて、区村行財政と商業資本との癒着的な関係があった。大区区務所と米商との間で、一八七四年一月、貢米の売買契約とともに、石代相場と現実の売買相場との差額の一部を区務所に還流させる「補銀」を米商から大区区務所へ提供する「石代米補銀条約」が結ばれた。「補銀」は、京榊四斗二升詰め、の貢米仕様の四斗俵一俵につき銀一三匁、同三斗入り俵一俵につき同六匁と定めた条約に基づいて、合計で銀五九貫一三九匁余、円に換算して七九〇円余が、米商から大区区務所へ渡された。武富によれば佐留志村は、一段階で、自己の買得分も含めて貢米七一八石を売却し、これによって一月の貢納五割の納付を実現し、「補銀」一七貫九五〇匁、円に換算すると二三九円余を得た。武富は、「補銀条約」の締約を惣代の了解を取り付ける形で行い、佐留志村惣代として柿本運平ら六名が名を連ねた。武富は、この「補銀」を、惣代、小使、九名の「頭百姓」の集会・吟味を経て、小学校費用の積金とすることにした（「答書」）。このように、大区区長や村長は、人民から納付された現米を換金し、石代納の財源を確保するとともに行財政経費の捻出を行っていた。そこには、地域的な米穀販売市場が十分に成立していないという事情のもとで、県内の有力商人資本が介在し、自己の利益を確保するとともに、行財政経費の捻出に協力する関係を形成していた。区村行財政と商人資本との癒着的な構造の上に、村長の専断的な行為は成立していた。それは、人民の不利益の犠牲の上に展開していた。

武富は、「答書」のなかで、自己の正当性を強調する状況証拠的な主張を展開しているが、正米納と石代納の負担の差違、売買相場の差違に関する対応に苦慮した様子を詳細に記している。現米納届出者からの石代値段での取り立てが困難であり、また「石代納之人々ト現米納之人々ト不捌ニ有之及難渋」である故に、「惣米高」一、七七四石余から取り立て済みの現米納分の七五三石余を差し引いた「残米」一、〇二一石に「掛廻シ」をする「間米掛廻シ」、あるいは米商への売却契約の内から二割方を破棄し、それによって現米納者に補填することなどを計画した。

石代納者についても、一月の納入者と、「当春夏イタリ米価格別高直相成候ニ付而ハ、五月七月金納之人々同様ニハ難取計」ので、武富の買得米から三〇石を差し戻して補填する計画を立てた。貢租徴収現場での、村長としての、武富なりの苦慮があつたのである。しかし後者に関しては、「村方過半承知相成」たが、出訴人らは「法組帳合振之儀甚難落合、於我々ハ承知不仕段差募テ被申聞候」、その結果、前者を含めた全体が実現しなかつた。出訴人たちが、この措置方法を了解しなかつたのは、前提となる武富の行為そのものを認めることができなかつたからである。

もっとも、「補銀」からの現米納者への分配は、少し異なつた経路を経て、実施された。補銀は前記のように学校費用として備蓄することになつたが、着工中の「井樋角代」費用の取り立てが進まなかつたために一時その費用に転用した。その後、費用の徴収が終了すると、武富は、「最初現米納差出候人々エハ、四斗俵ニ付右補銀之内ヨリ米四升五合九勺宛之算当ヲ以分配仕候」、これについては「何歎苦情被申立候謂無御座」と主張した。武富が分配の論拠としたものは不明瞭であり、また出訴人側がこれにどう反応したか不明である（「答書」）。

この件について、県は大町・武雄の物議が発生すると、ただちにこのような区村長の行為の禁止措置をとつた。一八七四年一月に布達して、区村長が自己の判断によつて、人民から納付された現米を換金し、それによつて貢納することを禁止した。県は布達して、「各区貢租之儀ハ、此迄区内小前之者ヨリ現米相納候分モ、従前之弊風ニヨリ区村長之取計ヲ以石代ニ交換上納候向間々有之趣、甚以不都合之事ニ付、本年ヨリ右様之取計決而不相成候条、現米上納之分者其俣相納候儀ト可心得」と指示した。

説論を実施した庶務課中属島義之は、武富の行為は「取計順序相立候次第ニ付不正私欲ノ訳ニハ無之事ニ相見候得共、全体区長村長ノ職トシテ右御布達之旨趣ヲ人民工教諭ノ道モ不行届ヨリ、人民ノ失費迷惑ヲ醸成致候段不都合之次第」として、区長・村長ともに警察係による取り調べの上で処分すべきであると報告した。これに対して、県令の筆と考えられる朱筆は、「村長米買入方順序相立居ル儀ニ候ハ、職掌柄ト雖モ可取糺廉無之、小前不承服之条ハ該係ニ於テ可取糺」と、農民の主張を調査することが肝要であると指示している（「上申書」）。

なお、石代納の問題と関わつて、第二条は、武富が現米納を前提として、前もつて手本俵を作製しており、これが無駄な出費にあつたと批判した。武富は、現米納・石代納が自由である旨の県の布達が届く以前に作製し、郷蔵に蔵していると反論した。彼は、「昨壬申ノ秋同様現米御取納ト奉存故、初納ニ納迄下小田御蔵工出来仕、且ハ扱所ヨリ戸副長立会納米仕候通帳ヲモ所持羅在」、「然ル処十二月中旬石代納不苦段御命候御布達之旨承知、村内小前へ触示候様小使惣代之人々江為申触」た、と主張した（「答書」）。

武富の石代納許可の布達が二月中旬に到着したという主張は、適切ではない。県のこの布達は、石代納を奨励し、その確保を確実にするために、換金に不備がないように処置すべきことを指示したものである。県は一八七三年一月三日、佐賀県権令岩村通俊名で布達第四五号を發し、貢納の遅延を戒め、戸副長が適宜に措置することを指示し、翌一四日に布達第四六号を布達した。この布達は、一五日に到着したと武富は言う。第四六号布達は、「本年貢米之儀正納石代下民之願出ニ任セ御取計可有之ニ付、石代納之儀ハ村方弁利之筋ニ付成丈金納可願出儀ハ無論、因テ諸郷村ニ於テ最前日論見ヨリハ追々石代納相増、既ニ家禄半渡ニモ不引足正納別テ寡ク」と現状を述べ、「尤其内ニハ近来他ノ管轄ヨリモ姦商人入込石代納引受等之儀談合候趣相聞、若シ小前共僅々之利ニ迷ヒ引請差出候得ハ、石割上納度割仕収納ニ付数ヶ月相延候事ニテ、期限通不行届儀出来候テハ不相濟」、そこで「石代納相願

候おいてハ、銘々身元等戸副長村長ニ於テ篤ト取糺慥成者而已差許」、「此ノ慥成者トハ即金買入之者ヲ云フ」、というものであった。石代納の進展と人民の関心は、このような状況にあったのである。手本俵の作製の費用は、賦課することになった。

第二の問題は、民費・協議割に関する件である。

民費に関して出訴人は、武富が県の規則に違反して、民費をすべて貢米高を基準として賦課したことを批判した（第三条）。佐賀県は、前記のように、一八七四年一月、人家集中地域以外は、民費は貢米に八割、戸数に二割を賦課するように布達していた。武富は、大区区務所から指定された大区割の民費六三石四斗余を、村内の困窮者の難渋を考慮するとして、すべてを貢米高を基準として賦課したのである。武富は、「戸籍掛ケ之儀ハ戸数ニ相掛ケ候ハ当然之事ニ御座候得共、惣計二百七拾戸余之内三拾戸内外極貧窮之者共ニ而、同家或ハ他出之者モ有之、何分現業不行届候処ヨリ、近村聞合惣代小使吟味之上、難渋之者為救石掛為仕儀ニ御座候」と釈明した。困窮者への配慮からでた措置であったが、県の方針には違反していた。武富は、「今更恐縮」（「仮調書」）と述べ、「此儀ハ八分ヲ貢米二分ヲ戸数ニ割付ヲ改メ支払ノ事ニ承服」（「上申書」）した。

訴人側はまた、祭典料その他の民費三七円余を石代値段で取り立てたことを批判し、「金ニテ割付之分ヲモ石代立直段ニ致米取立」たと主張したが（「仮調書」）、武富は石代値段による現米取り立て自体は問題なく、全体として「出入無之」と応対した（「答書」）。しかしこれも、県の指示に対して違反していた。「御定直段」は貢納の石代相場であり、民費の「分課米相場」について県は、一八七四年一〇月三日に四円七五銭余とすることを布達していた。

協議費関係の問題は、全体として課目・分課の妥当性に関するものであるが、これは同時に、村長の行財政の性格・手法を問い、その専断的性格を批判するものであった。

村長の「補給」の徴収が不当であるとする件（第五条）、執務補助の書記役である筆生の雇用が村長の特権的行為であるとする件（第四条）、検見の費用徴収が同様であるとする件（第八条）、などの項目は、村長の行財政の適法性と手法を批判していた。

「給料補米取立」問題は、村長が、県によって一八七三年に廃止された「補米」六石余を独自に徴収し続けていることを不当とするものである。武富は、「去壬申秋迄之処請負米拾五石余モ有之候処、当癸酉秋御改革ニ付右請負被相廃止」、しかし事務取扱のために惣代その他多数が村長宅に出入りして費用が必要であるので、年間の給料一五石のほかに「補米六石」を徴収してきた、これは「惣代百姓勘定之節」に「立方被致呉候事」であって、「全ク私取計ニ而無之」と反論したが、「役中不経伺其俣受納可致心得致候段、恐入候事」と、県の承認を得ない行為であったことを釈明した（「答書」）。出訴人側は、違法な補給取り立ては村長の専断的な行為であると批判し、「中協議」（「仮調書」）の名の下に専断的な行財政が継続していると認識し、批判したのである。島中属の取り調べの結果、「各村之例ニ比較シ更ニ精算之上割付之事ニ承服」（「上申書」）した。

第四条「雇筆生給米取立」も、同趣旨である。武富は、行財政の補助のためには筆写係が不可欠であり、惣代・頭百姓による集会・協議の上で、費用四石五斗を徴収したと主張した。区村長の業務の補助のあり方やその経費をめぐる区村長と人民との対立は、県下にきわめて広範に多様な形で発生し、筆生の雇用の問題はその代表的な例であった。島中属の説諭の結果、筆生給料はこの年限り賦課することになった。第八条「検見田入費」も、過大な取

り立てであるという批判である。武富は、検見の調査が膨大な労力を要するとして、「酒食等之手当大二相整」(「答書」)ことを物代の協議を経て実施した、と主張した。島中属の説諭の結果、各村の例と比較して精算の上で分課することになった。なお、布達類の徹底のための活版費用の分課(第十一条)に関して、武富は「活版之儀時々村方触示置候二付」(「答書」)と、布達たびごとに触れ示したことを徴収の根拠として主張したが、出訴人側は徹底しなかったことを強調して対立した。「時々触示サスル云々申立ラレ候得共、双方証拠無之旨申立候事」と、県官は記録している(「仮調書」)。費用は、賦課することになった。

このほか、出訴人側は、秋の収穫時の奉公人の周旋などを任務とする「村取締」費用三石(第六条)、他村人民からの依頼事務の処理費用(第七条)を村内全体に賦課し、関わりのない者からも取り立てたことを批判した。前者は、「旧藩之砌下人小頭相立被置」の手法を継続したものであり、労働力を必要とする上層農民には利便性の強いものであった。県はすでに一八七三年一〇月、これは「相對勝手」であり、関係者間の契約上の問題であるとして、民費賦課を廃止していた。村取締は、奉公人・臨時雇用などの口入れ周旋のみでなく、村内警備の番人的な性格をもたせて、他の地域でも設置する状況があった。事務処理費用については、「去壬申秋貢租御取納帳工検見落嶋崑落口反返配当不仕、偕又貫物掛越其外数拾ヶ条取納越二相成候二付、副長尾形信券江古賀百姓中ヨリ問合」(「答書」)の問題に関してのものであった。尾形は一八七三年九月、「村中不服折合不相付」として、佐留志村副長を辞任しており、この地域では村行財政をめぐる村内対立は少なくなかった。これらは結局、武富が不手際を釈明し、徴収した「村取締」費用は「割戻」し、この二件の費用は関係者から徴収することになった。さらに雨乞費用の二重賦課(第十条)は「割戻」すこととし、帳簿への記載漏れ(第九条)は補充し、武富は陳謝した。第十二条は、

旧藩時代の備荒貯蓄の種粍代が払い下げられたが、それを売却した代金の一部で石炭商へ貸付られた資金が返却不能のままに放置されている事態を批判したものであるが、今後も督促を進め、県官は取り立てを裁判所に付する方向を示した。

以上が、佐留志村騒動の主要な問題点であった。

ここで、川古村や佐留志村での物議・沸騰の特徴を、行論に必要な限りで整理すると、次のようになる。

第一に、旧藩政下の貢租・税法系が継続していることが種々の困難をもたらしており、区村行財政の展開にも影響し、人民の批判を招いているということである。地租改正の終了以前においては「旧慣」継続、つまり従来の貢租・附加税・雑税を村請制によって実現する仕組みが基本的に継続していたが、川古村の場合は疑念の論議そのものは比較的単純であったが、負担軽減を求める意思が明確であり、その意味では貢租体系そのものに対する反発は強いものがあつた。この後も、川古村と同様な事態は杵島郡下の他の地域でも展開される。

佐留志村の石代納の問題は、米価の高騰という条件下で、区村長の行財政の手法が人民の利益と対立し、人民が反発したものである。布達第四六号が示すように、個人の石代納が進展していたが、一般的には村単位での石代納、つまり村長が村単位で現米を換金し、石代納を行うことが広く行われており、大区段階でも同様の状況があつた。

この手法は、区村扱所が、有力商人資本と結合して、売買相場よりもはるかに安い価格で売却し、差額の一部を獲得するという形で、区村単位での貢租納入を実現するとともに、行財政経費を捻出する効果的な方法でもあつた。これは、米価騰貴にもかかわらず現米納を強制された人民の不利益の上に展開されたものであり、佐留志村の場合のように、村長の専断的な行財政として「小前」ら一般農民の指弾を受けた。県は、貢米の管理よりも貨幣

の管理の方が便宜であることから石代納を奨励してきたが、人民の貢租と村行財政への反発を考慮して、一八七四年一月、人民から納付された現米を区村長の判断で換金し、石代納を行うことを禁止したのである。以上のことは、県に新しい税体系への移行を急ぐことの必要性を認識させ、県は、一八七五年後半から地租改正の作業の着手へ向けて準備を急ぐことになる。

第二に、規則の点でも現実の運営においても、民費・協議費の不合理性・不明朗性が広範に存在し、行財政にたいする人民の不信と反発がこの問題に集中していたことである。民費・協議費は、人民の生活にもっとも密接したものであり、使途も賦課も身近なものであり、人民の関心の対象になる度合いは強かったが、使途や賦課の課目、賦課法において伝統的・慣習的な性格や範囲が大きく、区村長の手法・運営に左右される要素も大きかった。佐留志村の例を見てもそれは顕著であるが、両事件の取り調べを行った庶務課の島中属は、決算が二年単位であること、使途や課目が不分明であり、記録も粗略でずさんであること、臨時・定則外の賦課が随時なされていることなど、次のように具体的に詳細に指摘している。「総て壬申以来ノ精算等不相互、殊ニ従前ノ仕切ニテ二年送り決算ノ事ニ付、先般ノ御布達モ或ハ右ノ次第二相心得、堤防費用等ノ如モ当年一月以来ノ部ハ全ク来年ノ部ニ残シ其他決算ノ事ト相心得候村モ有之ニ付、既往ノ精算仕上ケ勘定ニ至ラス、従来ノ改正モ難相成、且又各村諸入費明細帳ノ類簡略ノ書体ニテ、一課目之綱領ヲ挙ケ事由ニ至テハ唯一口ニ其ノ費用トノミ相記シ仕分明細書ニアラス、或ハ課目ノ名称等通用ノ名言ニ無之、従来村中俗用ノ字ヤ異名等ヲ記シ商家符牒ノ如キ類ニテ名実分明ナラス、加之臨時費協議割ト唱へ或ハ定則外ノ費用ヲ記載シ、又ハ村長適宜ノ見込ヲ以テ種々ノ名目ヲ付ケ取立之類モ有之」と。県は、精算の課目・分課法の規則の整備を急ぐとともに、運営の監督と指導を強めなければならなかった。民費・

協議費の負担軽減も緊急の課題となった。

第三に、上記第二の特徴と関連して、区村長の行財政の性格と手法が人民の監視の対象となり、専断的な村行財政として厳しく批判されていることである。佐留志村では、上記のように、石代納自由の布達の不徹底が人民の不利益を強いた、民費の全額貢米掛けの賦課が違法で不公正である、検見費などの過大な賦課が負担増をもたらす、村取締の経費や特定の関係者に関わる執務経費の村内全体への賦課が不公正である、さらに廃止された村長補給財源の取り立てや執務補助者の採用が特権的な行為であるとして、村長は「小前」など一般村民から指弾され、批判された。村長はこれに対して、惣代、小使、あるいは頭百姓などと協議し、その了解のもとに行財政を執行してきたと弁明したが、ここでは、実はそのような村行財政の手法と性格こそが批判されていたのである。これまで継続されてきた、村落上層民などによる自己の利益を優先させる伝統的で慣習的な行財政は、もはや容認されなくなっていたのである。その実態は上記の県官の指摘に詳しいが、第九条の帳簿上で不分明な賦課があるという批判が意味したものは象徴的であった。村長は、先役からの引き継ぎ時の調査が不十分なまま帳簿に記載したことの原因があり、その内容は、「頭百姓」の一人が他県人の病人への薬代、および火災の消化作業時の炊き出し用に自家米を支出したとして、米六斗の返済を求めてきたので、それを全村に分課したのだと釈明したが、その頭百姓が出来したのは四斗五升であり、そこには「利米壹斗五升」が計上されていた〔答書〕。武富自身、酒造を営む商人でもあり、後に触れるように、隣接村から民費未納金二九〇円の一時補填のための資金調達を依頼されるような人物であった。人民は、村落上層民中心の伝統的慣習的な村行財政の不合理性・不公正さを改めることを要求するとともに、自分たちの利益の反映される行財政に転換させることを求めている。県としても、村行財政の改革は焦眉の課

題となり、大区小区制の区制改革の実施と区村行財政の担当者の精選が迫られる。

第四に、人民が自己主張を明確にし、その実現のための行動を活発化させてきていることを、この時期の顕著な特徴として指摘することができよう。これは、人民が政治的に成長してきていることを物語るものといえよう。この後、この傾向はさらに強まる。県は、士族反乱鎮圧後の県政の基本的な重点を対人民政策におくことになる。

以上が、県が、「武雄・大町の物議・沸騰」として注目し、対応に努めた騒動である。

なお、民費に関しては、一八七五年も各地で取り立て不能やその後の処理をめぐって混乱や物議が生じている。この年後半にこの状況が多く発生するのは、この年三月に県下の全面的な大区小区制の区制改革と区戸長の改選が行われ、事務引き継ぎのための精算が行われたことによる。引き継ぎの困難をもたらした主要な要因は民費金が不足し、その処理が困難になっていることにあるが、それは純然たる未納によるだけでなく、むしろ貢納金の納入不足の補填に民費金を転用した結果として不足となった事態が多く、またその補填のための措置としての借入金の場合の混乱によって区村財政の精算ができなかったことにあった。数例を見よう。

五月、旧一六・一七・二〇大区副区長の徳見知愛は、民費金の取り立て不能のために引き継ぎが困難であるとして、その方法についての指示を県に求めた。彼は、未納の村の村長・惣代に督促してきたが、「民費金取立之内ヨリ当三月二部半貢納不足之筋江繰替相納置候趣ニ而、未納多分ニ相成甚当惑仕候、実ハ初発一時収納可仕筈之処、当年柄小前之困難ヲ恐レ是迄緩怠ニ及候儀ハ奉恐入候」、と届け出た。貢租の徴収が行き届かず、民費で繰り替えて納入せざるをえない状況であったこと、徴収を強行することが「小前之困難」という現実によってできなくなっていること、が記されている。県は、同日に出された新戸長秀島矩一の要請に添って、指令を「過不足差引明細帳

ヲ以小前銘々之押印証書ヲ取り引継」べきと命じた。同時に県は、「民費金ヲ以テ貢納金ニ繰替候儀ハ向後不相成候事」を命じた。県は、貢納は独自に確保されるべきであり、民費の徴収問題と関わらせて混乱を招いてはならないことを明示し、同時に結果としておこる民費に関わる紛擾を防止しようとした。

九月には、旧第一四大区一小区の神崎郡下古賀村の村長であった村岡五郎三郎が県に対して、癸酉年貢租・民費に取り立て不能分があり、督促が困難であるので、未納者に対して県が直接に説諭してほしい旨を出願した。癸酉年民費・貢租の取り立てが「一行埒明不申」ので「借入ヲ以テ弁納皆済」したが、分課は「段々手詰」となり、前年一二月に免職になった後も督促を続けてきたが効果なく、「小前々々三日五日猶予申述、情実之振合難堪時日押送」、もはや「相對ニテハ難埒明」なので、未納者に県から「御吟味之上御教諭」を願う、と。旧区長の関経仲も、村内には「彼是苦情有之由」、しかし新区長への引き継ぎに迫られているとして、これに同調した。これに対して県は、現時点では村長と民間の問題であり、県が関わる根拠がない、という立場をとった。「右ハ全ク官へ上納済ノ儀ニテ、今日ニ至リ候而ハ旧村長ト小前ト相對取引ト相成候訳ニ付、官ヨリ督促之筋ニハ無之」、と。しかし現実には、「此迄右様村長等之取替ヲ以テ貢納致シ候儀ハ管内一般之習慣ニテ、其実無余儀事情モ有之」として、一応呼び出して説諭するが、新旧区戸長によって督促することを指示した。ここには、人民が納付困難である状況、あるいは厭忌している状況を背景として、区村長が別途借入金によって未納分を補填する行為を行っていたことが知られるが、県はそれを「一般之習慣」であると認識した上で貢納・民費の皆済を確保していた。区村段階では、このように切迫した状況で貢納・民費を調達することが常態化しており、県は、それを十分認識した上で県治を展開していたのである。区村長は、貢租・民費の徴収の責任を全面的に負わされ、困難と矛盾を抱え込んでいた。従っ

て、物議・沸騰が発生することは、区村行財政においても県治においても、受ける影響は大きかったのである。

同じ九月、旧第二二大区副区長であった角田孝三郎は、杵島郡総領分村の民費・貢租未納分の補填のための調達資金の処理を終了させるために、元村長であった人物にたいして県が説諭してほしいと願い出た。角田が主張したのは、同村が癸酉年民費金九三円、および貢租の取り立てが進展しないため、大区区務所に対して村長・惣代・小使から、「二百九拾円佐留志村商武富形左衛門江調達」を依頼されたが、その契約成立前に「三百三拾円取替差出呉」れるようお願いがあり、やむなく「急救料益銀」から融通した、しかしその後「右引合筋ニ付差纏レ之儀有之」、三月に旧惣代五名・小使が元村長に対する「其筋御吟味願」を提出するにいたったが、この件は八月に訴答熟議を遂げて「内済」となった、その後新旧事務引き継ぎのために未納分の取り立てに努めてきたが、「庭帳検見費地券取調費其他立込之内、明細小割帳無之テハ承服不致廉有之段小前共申立」、惣代・小使の要請に対して元村長は「曖昧之応接」のみで、「民間ニテハ弥疑惑ヲ生シ、未納金取纏之道相塞リ候」、ということにあった。佐留志村と近接した総領分村でも、癸酉年民費・貢租をめぐる、村長と一般農民との間で佐留志村とほぼ同じ性格の騒動が翌年におきたのである。

杵島郡下のこの地域では、このような人民の活動が活発であった。六月には、疑惑の内容は同じ性格であるが、「代書人」が沸騰に重要な役割を果たすという特徴的な騒動が発生している。

新大区小区制下の第六大区四小区の杵島郡築切村戸長の中溝秀亮は、人民が五ヶ条の疑惑を掲げて、「代書人」を招いて物議を生じているので、取り締まりのために邏卒を派遣してほしいと県に願ひだした。「第一条 甲戌検田之事件」、「第二条 民費分課之事件」、「第三条 佐賀榊ヲ京榊ニテ改算之事件」、「第四条 旧藩貸付再興米金御取立事件」、「第五条 合米御取立之事件」について、「右ヶ条ニ疑惑ヲ生シ候哉ニ申立、凡七拾名位代書人小城居住江島晋ヲ相招キ、物議ヲ相生シ、当貢租取立筋全以相妨、是迄可成丈鎮定致候様追々説諭ヲ加へ候得共、彼能呈ニ申陳シ今以テ其場ニ不相到、当上納筋御規則期限ト相成不足次第」である、もはや扱所では対応不能であるので、「邏卒三名丈被差越度、將又右代書人ヨリ專物議之基礎ト相成、貢租ヲ妨民則ヲ破候者ニ候得ハ、見掛次第捕縛致其筋差送申儀ニ御座候^⑧」と。内容の詳細はわからないが、第一条、第四条に違いはあるものの、他は川古村の疑惑とほぼ同じと考えられる。県はただちに、警保課中属の小島正一を派遣して、鎮静化と調査にあたった。

この物議の特徴は、代書人が中心的な役割を果たしていることである。代言人・代書人の活動は、佐賀の乱後に県下に展開した新しい活動であり、乱後の士族の新たな活動分野であった。佐賀市街などでは、一八七五年から、事務所や団体を結成して代言・代書活動を実施している。なかには、佐賀の乱時に反乱軍に参加して除族処分を受けた士族が加わって代言結社を結成し、自由民権運動を展開した「松風社（舎）」のような活動もあった。「松風社」は、後に自由民権政党の佐賀開進会の結成の有力な担い手となった^⑨。代書人の活動についてわかっていることはあまり多くないが、築切村の場合のように、人民の村方での運動に積極的に関わり、指導的役割を果たしたとも考えられる活動を展開していることは注目される。人民の活動の側面から見ても、詳細が不明であるが、専門的な知識と事務能力を活用して運動する方向に踏み出していると考えられることもできる。この後、この地域での人民の運動と結びついた代言人・代書人の活動は、強まる^⑩。

以上、貢納・民費問題を中心に、それに関わる疑惑や物議、騒動を見てきた。県は、どのように対応を実施したか。

県が対策の柱としたものは、民費規則の整備と運用の合理化、および全県下にわたる大区小区制の大規模な区制改革と区戸長の改選であり、両者は政策上で密接な関係をもって展開された。民費規則の整備は、前記のように、一八七四年一〇月ころから本格化し、区制改革の実施を経て、一八七五年五月に民費規則を布達して、ひとつの節目を迎える。区制改革は、県治体制を整備する北島秀朝佐賀県令の中核的な政策であり、一八七五年三月に実施されたが、これは、区村行財政費用、県から町村の段階にいたる民費の削減を大きな課題としており、また行財政の担い手の精選を意図したものであった。北島県令は、これらの施策によって、士族反乱後の県治の再編を完成させようとしたのである。

民費政策の整備については、主として、民費規則の整備と運用の改善、賦課法の再検討、の二点を内容とする。民費規則の整備と運用の改善については、鳥義之庶務課中属の大町・武雄の物議の取り調べ結果が反映した。民費運営の事情の取り調べは、前記のように、島中属の提起によって、民費の運用の実情を調査する方針を立て、時期遅れになることを防ぎ、大区扱所による取り調べが過誤を犯すことを防止するとして、県官一名ずつを派遣して民費運営を直接取り調べようとしたが、県令の検見実施による事務繁忙を考慮した指令によって、大区扱所のみを調査に切り替えた。

一〇月二五日、島中属は、大町・武雄の調査報告とともに、民費の取り調べの条件、および取り立て明細帳の雛形を各大区正副区長宛に布達することを提起し、その案文を上申した。それは、八ヶ条からなり、一八七三年一〇月から翌年九月末までを年度としてその入費を精算すること、管内割・区内割・合村割・一村割・反別割・村中協議割などの区別を立てること、精算明細帳・一覧表を作成すること、「違算并名実相違」の分は「事由ヲ取糺」こ

と、「各費ノ課目ヲ區別シ、不分明ノ名目異村中俗用
異名ヲ云ヲ正、其文意ヲ以テ通用ノ名儀ニ書改ム」こと、「新二名目ヲ付或ハ集会ノ入費ヲ学校等ノ費用ニ差略ノ儀ハ決シテ不相成」こと、などである。これは、布達第五六号として布達された。例えば、唐津扱所では、この布達を一月二日に管内に布達し、一月一〇日迄に精算書を提出するよう指示した^④。

一月九日には、県は、前記のように、大区区長・村長宛の、「区内小前之者ヨリ現米相納候分モ、従前之弊風ニヨリ区村長之取計ヲ以石代ニ交換上納」することを禁止する布達を、総布告として、また掲示して徹底することを指示して、実施した。

さらに同月、島中属は協議割の廃止を上申し、これも活版の総布告として県下に布達された。布達は、民費は「国家保護」のために必要な費用のみを取り立てるべきであるが、「各村中従前ノ仕来ニテ協議割ト唱へ、渾テ定則外種々ノ名目ヲ以テ無益ニ属シ候入費ヲ取立候弊習不尠、殊ニ支払帳簿ニ至テハ証書等モ無之分明ナラス、右ハ多分ノ費用相崇ミ各人民困窮ノ余リ彼是疑惑苦情ヲ生シ、終ニ不容易物議ヲ起シ候儀間々有之、甚以不都合之次第ニ付、協議割之儀ハ当十一月限り一般相廃止^⑤」する、今後とも無益の費用を削減せよ、民費の改正法・支払明細帳雛形は追って布達する、とした。県は、協議割という、村行財政において伝統的で慣習的な、村長らの専断の生じやすい、それゆえに人民の疑惑と反発の大きい要因を除去しようとした。

一月二二日、県は、「民費分課取立明細帳」・「支払簿雛形」を布達し、明瞭で精細な、合理的な精算と分課を実施するように指示した。「簡略ノ文章ヲ以テ一課目ノ綱領ヲ挙ケ、事由ニ至テハ唯一口ニ何ノ費用トノミ相記シ仕訳明細ニ無之、或ハ課目ノ名称等普通ニ無之異名等ヲ記シ名実分明ナラサル類モ有之ヨリ、衆人間々疑念ヲ生シ

物議ヲ起シ候儀有之不都合之次第」、今後は書式雛形の「其外取立ノ課目増加ノ儀ハ決テ不相成、自然必用差支候事件有之候ハ、臨時伺出許可ノ上増加可致」、と論達した。同布達は同時に、諸帳簿は二月二十五日に編成すべきこと、証書を添付すること、収入・支出は区村長の検印を要すること、定則外の別帳の作製を禁止すること、その他帳簿の紙の種類・型式、作製手法などを詳細に指示した。これは、前記の大町・武雄などの騒動における調査の結果にもとづいて政策化されたものであった。二月末、各扱所や公事を扱う場所で飲酒すること、およびその費用を民費に課する悪習があるとして、これを禁止し、「悪習ヲ一洗シ清廉潔白ニシテ各自義務ヲ相尽」すべきことを達した。

民費をどのような基準によって賦課するかは、人民の関心の集中するところであり、県は、賦課法の検討にも苦慮した。県は、貢米に八割、戸数に二割、佐賀市中のみは貢米に五割、戸数に五割を賦課するという従来の賦課法を、六月の大区区长会議での合意のうけて、一八七四年の民費についても継続することにしてきた。一〇月に第六・一二・一八大区区長の古賀景敬は「分賦課之儀ニ付見込書」で、地域の広狭や田地と戸数、経済状況など、実態に差違が大きく、全県的に統一的で合理的な基準を設定することは困難であるので、とりあえずは、貢米に八割、戸数に二割を賦課する従来の賦課法を継続する、ただし貧窮者は戸数掛けから除外することが妥当であると上申した。一二月、一一名の区長は「民費分課ニ付伺」を提出し、区長給料、扱所費用、村長給料、その他の課目の分課を申請するとともに、分課法として、貢米に八割・戸数に二割の賦課法を継続するが、旧城下町と津宿など二〇〇戸以上の戸数が集中している所は、佐賀市中の第八・九大区と同様に、貢米五割・戸数五割を課することを建議した。これをうけて民費担当の庶務課少属の木本良幹は、区長提案を支持し、唐津・伊万里・武雄のような「一都会」

をなしているところがあるので佐賀市中のみを特別扱いすることはできない、「戸ノ課役ヲ増殖」することが妥当である、と分課の計算試算を添えて上申したが、この問題は「人民保護上ニテモ頗ル重大之事件」、「屢変換セハ人心疑惑ヲ生スル」として、県庁内部で慎重に検討すべきであると提議した。北島県令は、公平中正の見解が必要であるとして、県庁内の庶務課以下の四課に諮問するとともに、年明け早々の一月四日に会議を開催することを達した。しかし結局は、賦課法の改革案は成案にいたらず、区長に対して一月、従前通りの賦課とする通達がなされた。なお同月には、庶務課権少属笠原忠家が、区制改革に備えて、大区小区の反別・戸数、区長以下の職制・事務章程などとともに、民費分課法について、大分・山口・兵庫・滋賀・山梨・千葉県に照会していた。

賦課法の改革は結局、一八七五年三月の区政改革の実施を経て、実施された。この区制改革については後述するが、従来の四七大区九七小区による大区小区制が合併によって事実上は一八大区制として運営され、県下の現状に適合的でない事態を改革することを意図して、七大区四六小区制に再編成したが、その意図の重要なひとつに、大区小区制の経費、民費の削減があった。県は、三月、新区制の実施にあたって、経費が従来の一二万九、二二二円から六万八、四一九円に減少する、差額五万〇、七九三円が削減できると布達した。新しい県治体制の編成は、人民の負担軽減の要求に対応する形で実施しなければならなかった。実際には、削減額は二万九、四二八円となり、一八七六年から実現することになった。

県は、四月に新戸長も招集して開催した新大区区长の会議に賦課法を諮問し、五月、「民費賦課法仮則」を、計算法を付して、甲第八九号として布達した。「従来民費賦課其宜ヲ得サル趣ニ相聞候間、追テ公平確定ノ改正可相達候得共」、「仮定」というものであり、次のような特徴をもっている。「民費ハ一切其小区扱所ニオキテ精算

ノ上、物代ヲ以テ取立^①る、賦課は管内割・大区割・小区割・村長割として課目を設定し、その課目に従つて徴収する、賦課法は貢米に六割五分、戸数に三割、雑税に五分五厘、家禄賞典録税に四分五厘を課す、などを定めた。戸数掛けについては、「家産高ノ大小ニヨリ、区戸長以下物代等協議ノ上實際ノ適度ヲ斟酌シテ、公平ニ等差ヲ立テ賦課スヘシ」、等差は「上、中、下、下々」の四等級とし、「下々」の「鰥寡孤独廢疾等ニテ他人ノ救助ヲ受ケ生テ活スル者」からも「幾分力取立ツヘキ事^②」と定めた。五月には「各扱所用諸帳簿編成書目」を布達し、六月には「小区扱所民費支払明細帳^③」雛形を達し、ここに新大小区制に照応した民費規則・賦課法の大要が成立した。

註

- ① 『明治七年第一月 公布書写 峯焯』（峯家文書 相知町図書館蔵）。
- ② 『明治七年中 管下布達原書 庶務課』（佐賀県立図書館蔵）。
- ③ 『八年 官省進達 七』（佐賀県立図書館蔵）。
- ④ 『明治七年中 管下布達原書 庶務課』（佐賀県立図書館蔵）。
- ⑤ 『明治七年十月ヨリ十二月迄 諸願伺届留 第一課民費係』（佐賀県立図書館蔵）。
- ⑥ 同前。
- ⑦ 同前。
- ⑧ 『県下人民動静之儀案』（明治六年 序則 文書）（佐賀県立図書館蔵）。
- ⑨ 『明治七年十月ヨリ十二月迄 諸願伺届留 第一課民費係』（佐賀県立図書館蔵）。
- ⑩ 『川古村頑民沸騰ノ件々』（明治七年十月ヨリ同年十二月迄 民費伺届留 民費係）（佐賀県立図書館蔵）。市川本章は、一八七五年九月、武雄扱所の後任への事務引き継ぎが遅れるとして、次のように県に届け出ている。扱所の「右金之内百四拾毫円之儀繕方差纏之廉有之、是迄精々及督促候得共、何分相對ニ而取纏不行届ニ付、公裁相願置候、と（證）（明治八年 区戸長 諸願伺届留 第一課）（佐賀県立図書館蔵）。

- ⑪ 『明治七年第十月ヨリ同年十二月迄 民費伺届留 民費係』（佐賀県立図書館蔵）。
 - ⑫ 同前。
 - ⑬ 『差上申御請證文之事』（明治七年第十月ヨリ同年十二月迄 民費伺届留 民費係）（佐賀県立図書館蔵）。
 - ⑭ 『第廿二大区 一小区佐留志村石井彈三郎其外伺出之末御取調ニ付答書 第廿二大区 一小区佐留志村々長武富形左衛門 七年九月廿五日』（明治九年ヨリ同十四年迄 人民願伺届 庶務課）（佐賀県立図書館蔵）。
 - ⑮ 『進退伺』（明治九年ヨリ同十四年迄 人民願伺届 庶務課）（佐賀県立図書館蔵）。
 - ⑯ 『伺書御下渡願』（明治九年ヨリ同十四年迄 人民願伺届 庶務課）（佐賀県立図書館蔵）。
 - ⑰ 『佐留志村騒動』に関する出典は、前掲の『明治九年ヨリ同十四年迄 人民願伺届 庶務課』（佐賀県立図書館蔵）であるので、その文書名を本文中に以下のように（ ）で略記する。
 - ⑱ 『第廿二大区 一小区佐留志村石井彈三郎其外伺出之末御取調ニ付答書』を（答書）、
県官による取調の報告書（日付不明、一八七四年九月のころと推定される）を（仮調書）、
取り調べを担当した庶務課中属島義之の一八七六年九月一七日の上申書を（上申書）、
とする。
 - ⑲ 『石代米補銀条約』（明治九年ヨリ同十四年迄 人民願伺届 庶務課）（佐賀県立図書館蔵）。
 - ⑳ 『明治七年中 管下布達原書 庶務課』（佐賀県立図書館蔵）。
 - ㉑ 第四六号布達は、『明治九年ヨリ同十四年迄 人民願伺届 庶務課』によれば本文の通りであるが、『明治六年九月ヨリ十二月迄 達帳 県庁』にも記録されており、両者には一部字句に異同がある。本文の「石代納相願候おいてハ」は、「石代納相願候村々ハ」となっている。
 - ㉒ 『明治六年 相済物 文書』（佐賀県立図書館蔵）。
 - ㉓ 『明治七年十月ヨリ十二月迄 諸願伺届留 第一課民費係』（佐賀県立図書館蔵）。
 - ㉔ 『明治八年一月ヨリ六月迄 諸願伺届 民費係』（佐賀県立図書館蔵）。
 - ㉕ 『明治八年 区戸長諸願伺届 第一課』（佐賀県立図書館蔵）。
 - ㉖ 同前。
 - ㉗ 同前。
 - ㉘ 同前。
 - ㉙ 同前。
 - ㉚ 同前。
 - ㉛ 同前。
 - ㉜ 同前。
 - ㉝ 同前。
 - ㉞ 同前。
 - ㉟ 同前。
 - ㊱ 同前。
 - ㊲ 同前。
 - ㊳ 同前。
 - ㊴ 同前。
 - ㊵ 同前。
 - ㊶ 同前。
 - ㊷ 同前。
 - ㊸ 同前。
 - ㊹ 同前。
 - ㊺ 同前。
 - ㊻ 同前。
 - ㊼ 同前。
 - ㊽ 同前。
 - ㊾ 同前。
 - ㊿ 同前。
- ②⑥ 代言人の活動については、拙稿『士族反乱後の士族民権結社活動』（西南学院大学国際文化論集）一四卷一号 二〇〇〇年二

月)を参照。

②③ この後、代言・代書人の活動は杵島郡地方で活発化し、一八七七年六月ころに、戸長は、人民の活動が活発化したことと関らせて、次のように指摘している。「近來代言代書等狡猾無頼之徒入込み、愚民ヲ唆誘シ、区務所ノ障碍相成候儀毎度有之(『明治十年 区吏進退』(佐賀県立図書館蔵))、と。

、『明治七年十月ヨリ十二月迄 諸願伺届留 第一課民費係』(佐賀県立図書館蔵)。

②⑨ 『明治七年十月 公布書留』(峯家文書)相知町図書館蔵)。

③⑩ 『明治七年十月ヨリ十二月迄 諸願伺届留 第一課民費係』、および『明治七年中 管下布達原書 庶務課』(佐賀県立図書館蔵)。

③⑪ 『明治七年十月ヨリ十二月迄 諸願伺届留 第一課民費係』(佐賀県立図書館蔵)。

③⑫ 『明治七年中 管下布達 庶務課』(佐賀県立図書館蔵)。

③⑬ 『明治七年十月ヨリ十二月迄 諸願伺届留 第一課民費係』(佐賀県立図書館蔵)。

③⑭ 『明治八年一月ヨリ六月迄 諸願伺届留 民費係』(佐賀県立図書館蔵)。

③⑮ 同前。

③⑯ 『管下布達 二』(佐賀県立図書館蔵)。

③⑰ 『明治八年十一月ヨリ同九年 管下布達』(佐賀県立図書館蔵)。

③⑱ 『明治八年 区画改正書類 第一課』(佐賀県立図書館蔵)。

③⑲ 『管下布達 四』(佐賀県立図書館蔵)。